

時間外労働を行うには**36(サブロク)**協定が必要です。

「36協定締結告知期間」

(令和7年1月15日～2月14日)

～ み(3)んなで、む(6)すぼう! 36協定 ～

- 労働基準法では、労働時間は原則1日8時間・1週40時間以内とされています。これを「法定労働時間」と言います。
- 「法定労働時間」を超えて労働者に時間外労働(残業)や休日労働を行わせる場合には、
 - ・労働基準法第36条に基づく労使協定(36協定)の締結、
 - ・36協定の労働基準監督署への届出が必要です。
- 36協定では「時間外労働を行う業務の種類」や「1か月や1年当たりの時間外労働の上限」、「休日労働の日数の上限」を決めなければなりません。
- 時間外労働と休日労働には上限規制があります。



©2014 大阪府もずやん

- ◆36協定に関することは、労働基準監督署の「労働時間相談・支援コーナー」までお気軽にご相談ください。
受付時間: 8時30分～17時15分(土・日・祝日、年末年始を除く)
- ◆大阪府内の労働基準監督署の所在地・電話番号は、大阪労働局のホームページに掲載しています。

検索 大阪労働局 労働基準監督署